

北区役所附設会館使用料減免規程

制 定 昭和53年12月 8日
最近改正 平成29年 6月24日

「区役所附設会館使用料減免措置取扱要領」第3条に基づき、北区役所附設会館利用減免規程を定める。

(目的)

第1条 この規程は、大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンター（以下「会館」という。）における使用料の免除又は減額することができる行事および団体等を明らかにするために定めるものとする。

(減免基準)

第2条 区役所附設会館の使用料の減免は、次の各項に定めるところによる。

1 使用料を免除することができる場合

(1) 別表1に掲げる団体が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政・区政に寄与すると認められるもののため会館を使用するとき。

(2) 区役所が事業を実施するため、並びに区役所附設会館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）がコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、会館を使用するとき。

2 使用料を減額することができる場合

表2に掲げる団体が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるもののため会館を使用するとき。

この場合における減額率は、所定の使用料の2割（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）とする。

3 附属設備使用料についても、前各項に準じて免除又は減額することができるものとする。

(減免基準に疑義がある場合の処置)

第3条 指定管理者は、前条の基準について疑義がある場合は、区長と協議するものとする。

(減免手続)

第 4 条 使用料の免除及び減額を受けようとするものは、指定管理者に対して、所定の様式による使用料減免申請書を提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の使用料減免申請書を受理したときは、減免規程に基づき、その事情を厳正に調査のうえ、事実を確認し、適当と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。
- 3 指定管理者は、使用料を免除し、又は減額した場合には、当該申請にかかる使用申込書及び使用許可領収書にそれぞれ免除又は減額した旨を明記し、当該減免申請書を添付して保管しなければならない。
- 4 指定管理者は、減免申請書の写しをすみやかに区長に提出しなければならない。
- 5 指定管理者が実施する行事又は集会にかかる使用料の免除については、別途様式を定め、区長に申請するものとする。

(実施期日)

第 5 条 この通知による使用料の免除及び減額措置は、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。

この通知による使用料の免除及び減額措置は、平成 2 0 年 4 月 1 日から実施する。

この通知による使用料の免除及び減額措置は、平成 2 2 年 8 月 2 7 日から実施する。

この通知による使用料の免除及び減額措置は、平成 2 9 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1 (第2条第1項関係)

番号	免除団体	番号	免除団体
1	北区選挙管理委員会	27	大阪市生涯学習推進員北区連絡会
2	北区明るい選挙推進協議会	28	北区地域女性団体協議会
3	北区民生委員協議会	29	北区母と子の共励会
4	大阪市北区地域振興会(赤十字奉仕団)	30	北区体育厚生協会
5	淀川左岸水防事務組合北区水防団	31	北区スポーツ推進委員協議会
6	北区社会福祉協議会	32	北区花と緑のまちづくり推進本部
7	地域ネットワーク委員会	33	北区花と緑のまちづくり推進委員会
8	一般財団法人大阪市コミュニティ協会北区支部協議会	34	北区公園・遊園地運営協議会
9	北区青少年育成推進会議	35	北区保健事業推進協議会
10	北区青少年福祉連絡協議会	36	公益社団法人大阪食品衛生協会北支部
11	北区青少年指導員連絡協議会	37	北区食生活改善推進員協議会
12	北区青少年指導員連絡協議会OB会	38	北区安全なまちづくり推進協議会
13	北地区共同募金会	39	交通事故をなくす運動北区推進本部
14	北地区保護司会	40	北区商店会総連合会
15	北区更生保護助成会	41	北区友会
16	北区更生保護女性会	42	「世界人権宣言」北区地域連絡会議
17	北区BBSの会	43	北区民カーニバル実行委員会
18	北区子ども会育成連合協議会	44	社会を明るくする運動北区推進委員会
19	北区遺族会	45	北区健康づくり推進協議会
20	北区身体障害者団体協議会	46	北区地域包括支援センター
21	北区傷痍軍人会	47	北区大淀地域包括支援センター
22	北区老人クラブ連合会	48	北区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会(にこりんく)
23	北区人権啓発推進協議会	49	北区認知症対策事業連絡会
24	大阪市企業人権推進協議会北区支部	50	北区障がい者・高齢者虐待防止連絡協議会
25	北区PTA協議会	51	その他区長が認める団体
26	北区生涯学習推進区民会議		

別 表 2 （第2条第2項関係）

番号	減 免 団 体
1	免除団体傘下の単位または地域的団体
2	曽根崎防犯協会
3	天満防犯協会
4	大淀防犯協会
5	その他区長が必要と認める団体